

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	1 母子の健康づくり	総合計画書記載ページ	P58-61	(記入者)	氏名	原 咲子					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・安心して出産、子育てができるよう、ハイリスク妊産婦や乳幼児の継続支援を関係機関等との連携をとりながら支援体制の整備を進めた。母子の健康づくりに関する健康診査や健康教育の実施により、子どもが健康で安全に育つ環境も整備され、父親の子育て参加の促進や子育て世代の仲間づくりを進めてきた。		社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・母子を支える基盤は整備されつつありますが、少子化の進行、核家族化、育児の孤立化、虐待等、母子を取り巻く社会環境により子育てしにくい状況が生じている。妊娠・出産・育児期を通して、切れ目ない支援ができるよう関係機関との連携を強化するとともに、地域社会全体で妊婦や子育てを見守る環境を整備していくことが今後の課題である。							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。										
	●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
	母子保健サービスに満足している市民の割合	%	H22	67.6	—	—	—	76.2	75.0	85.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 妊娠出産に向けた支援	妊婦健康診査受診率	99.8%	H21	100.0%	100.0%	100.0%					○
	子育てにストレスを感じている市民	29.5%	H22	28.5%	39.5%	72.2%					
① 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。						新成人には、飲酒や喫煙に関するリーフレット等を配布し啓発した。平成26年度は、新たに「妊娠・出産の医学的適齢期」に関するリーフレットを配布した。 平成23～25年度は南部中学校で、平成26年度は、曾野小学校で養護教諭と連携して、保健師が性教育等を実施した。 また、平成26年度からは、婚姻届を提出した夫婦に家族計画等に関するリーフレットを配布し、啓発に努めた。	妊娠・出産に関するリーフレットの配布や養護教諭と連携して、正しい知識を普及、啓発することができた。	小中学生への知識の普及啓発として、学校と連携して取り組んでいく必要がある。 新成人に配布したリーフレット等の効果は、確認できておらず、啓発方法の検討が必要である。	若い世代へ知識を普及・啓発するために、効果的な方法を検討する必要がある。	継続
② 妊娠を望む夫婦に対する支援	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。						不妊症と診断され、人工授精を受けた夫婦に対し、一般不妊治療費の助成を実施している。平成24年3月からは、県の制度改正により、人工授精のみを対象として実施。	少子化対策の一環として、一般不妊治療費の助成により、人工授精を受けた夫婦の経済的な負担を軽減することができた。	引き続き、制度の周知をしていく必要がある。	施策内容の修正は必要ない。	継続
③ 妊娠初期からの健康管理の支援	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。						母子健康手帳交付日に妊娠や育児について健康教育を実施している。妊婦やその夫を対象にしたパパママセミナーでは、妊娠・子育ての心構えや親としての役割についての内容を取り込んでいる。 妊婦健康診査を14回分公費負担	母子健康手帳交付日やパパママセミナー等を通して、知識の普及・啓発ができた。妊婦健康診査の検査項目を追加することで、さらに妊娠中の健康管理を充実することができた。	妊娠期は、妊婦健康診査による医療機関での健康管理となるため、保健センターを利用することが少ない。母子健康手帳の交付等の機会に相談や訪問事業等を周知していく必要がある。	施策内容の修正は必要ない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							<p>している。平成23年度からは、血液検査（HTLV-1抗体検査）とクラミジア感染検査を追加した。</p> <p>平成23年度にハイリスク妊産婦を支援するためのフローチャートとチェックリストを作成し、母子健康手帳交付時に、保健師による問診・面談を実施するなど、継続的な支援体制を整えた。</p> <p>平成24年度からは、県内統一の妊娠届出書を使用している。</p> <p>妊婦健診の受診状況を台帳にて管理している。</p>	<p>母子健康手帳交付時に、保健師が問診・面談することにより、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう継続的な支援ができた。</p> <p>県内統一の妊娠届出書を使用することで、要支援家庭への迅速な対応や保健指導ができると共に、医療機関との連携体制が整った。</p> <p>また、健診結果を管理することにより、妊婦の健康支援体制の充実を図ることができた。</p>			
④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援	妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。						<p>ブレママと新米ママ教室の中で、妊婦と0～3か月児をもつ母親の交流の場を設け、育児の仲間づくり支援に重点を置いて教室を運営している。平成26年度には、教室へのニーズを把握するためにアンケート調査を実施した。</p>	<p>医療機関での母親教室等の充実により、保健センターの教室を利用する妊婦の参加者数が年々減少している。一方、産婦の参加者数は増加している。</p> <p>アンケート結果で、教室に参加することにより、友だちができたという意見が多く、妊産婦の仲間づくりにつなげることができた。</p>	<p>医療機関でも母親教室等が実施されている中、妊産婦の仲間づくりにつながるような教室の運営を検討していく必要がある。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はないが、教室の内容を検討する必要がある。</p>	継続
⑤ 父親の子育てへの参加支援	父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。						<p>パパママセミナーは、夫婦そろって参加しやすいように平成23年度は、土・日曜日に開催した。平成24年度からは、父親の参加が多い日曜日の開催とした。</p> <p>平成25年度から、子どもの救命講習会も日曜日に開催し、父親の参加を促した。</p>	<p>パパママセミナーを日曜日に開催した結果、平成24年度は参加者数が増えたが、平成25年度は減少し、その後横ばい状態である。</p> <p>子どもの救命講習会は、日曜日に開催したことにより、父親に参加してもらうことができた。</p>	<p>母子健康手帳交付時や各健診での父親同伴率が以前より増えてきているので、その機会も有効に活用しながら、父親の育児参加を促進する方法を検討していく。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はないが、個別施策の実施内容を検討する必要がある。</p>	継続
(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	乳幼児健康診査受診率	93.5%	H21	97.0%	97.8%	100.8%				○	
	3歳で虫歯がある子どもの割合	15.0%	H21	13.0%	8.8%	147.7%					
① 乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未熟児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。						<p>4か月・1歳6か月・3歳児健康診査を実施し、身体及び精神面や育児不安等に対する支援を行った。健診時は、相談内容に応じ、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員・作業療法士に相談ができる体制をとり、問診では、虐待のリスクをチェックしている。</p> <p>平成25年度には、こども発達相談の中の心理発達相談の回数を年3回から年4回に増やした。また、平成25年度から低出生体重児の届け出事業及び未熟児養育医療費給付事業（県から移譲）を開始した。健診未受診者へは受診勧奨し、全数把握に努めた。</p> <p>健診事後指導教室の参加者が増加したため、平成26年度からは、年齢</p>	<p>乳幼児健康診査の受診率は、向上している。健診未受診者については、すべての子どもの発達等を確認し、把握できている。</p> <p>低出生体重児への支援体制が整備され、届け出後早期に、訪問指導等の支援に繋がっている。</p> <p>健診事後指導教室を新たに1教室設けたことにより、必要な時期に対象者を支援することができた。</p> <p>あゆみの家や保育園・幼稚園との連携により、フォロー体制の充実が図れた。</p> <p>小学校や中学校においても連携した支援体制ができ</p>	<p>さまざまな理由で継続したフォローが困難なケースに対する対応を関係機関と連携して検討していく必要がある。</p>	<p>施策内容の修正は必要ない。</p>	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							を区分して新たに1教室設け、必要な時期に適切な支援ができるよう体制を整備した。 要支援者に対する継続支援として、保育園での巡回相談を実施して来たが、平成24年度からは、小学校、平成25年度からは、中学校においても巡回相談を開始した。 歯科健康診査は、1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳児に実施。 必要に応じ、あゆみの家や保育園等と連携し個別支援している。	つつある。 幼児期に定期的に歯科健康診査・フッ化物塗布を実施したことにより、3歳児の虫歯保有率が減少している。			
② 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。						新生児訪問、母子健康手帳交付、乳幼児健康相談等において、乳幼児の疾病や予防接種、事故防止等の普及・啓発をしている。また、保健センターの施設内で事故防止用品を実際に使用して、啓発している。 平成25年度からは、こどもの救命講習会を日曜日に開催し、平成26年度からは、子育て支援センターと連携して講習会の開催場所を増やした。	各事業を通して、広く事故予防の普及啓発ができた。日曜日に講習会を開催したことで、父親に参加してもらうことができた。 江南保健所管内では、不慮の事故による救急車の搬送件数は最も少なく、指導効果と評価できる。	事故予防や、病気予防等に対する普及啓発に取り組んでいるが、災害時の備えに関しても知識の普及啓発をしていく必要がある。	施策内容の修正は必要ない。	継続
③ 子どものこころと身体の健康づくりの推進	子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。						子どもと向き合うこと、子育ての大切さについて、4か月児健康診査時に子育てネットワークによるミニ講座を行った。また、平成24年度から、生涯学習課と連携して、子育て親育ち講演会を実施した。 平成26年度からは、新たに、育児力アップ教室を開催し、幼少期の関わり方について学ぶ機会を設けた。 離乳食教室の回数を平成24年度16回、平成25年度18回、平成26年度20回と参加者の状況により順次増やし、食育を含めた内容で実施した。 小学生を対象にした食育教室は、平成25年度まで実施し、平成26年度からは、保健推進員の地区活動として取り組んだ。 中学校と連携した食育教室も継続して開催している。 食育の普及啓発には、食生活改善推進員の協力を得て取り組んでいる。	子育てネットワークや子育て親育ち推進員により子育ての心構え等について啓発することができた。 育児力アップ教室では、子育て支援センターと連携して、健やかな発育・発達のための子どものかかわり方を支援することができた。 中学生には、継続して、食育を啓発できている。	地域で開催する食育教室への参加者が少ないため、食育を普及啓発していくために、保健推進員活動などによる地域での取り組みを検討し、参加を呼び掛けていく必要がある。 子どもの健康づくりに関連した事業に取り組んでいる部署と連携して普及啓発を検討していく。	施策内容そのものは修正する必要はないが、食育について広く地域に普及啓発していく取り組みを検討する必要がある。	継続
④ 親への健康教育の推進	将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。						離乳食教室やかみかみ歯ピカ教室、乳幼児健診等において、生活習慣や食生活習慣の大切さを指導している。 平成26年度には、乳幼児健康診査や第1子訪問、各種教室に於いて、親の健康管理や健康診査、がん検診の受診勧奨を重点に取り組んだ。	親の健康診査の受診勧奨を重点的に行った結果、健康診査の受診者数が増加した。	親への知識の普及はできたが、自分の健康は後回しになる傾向がある。自分の健康に意識を向けることができるような働きかけが、今後の課題。	施策内容そのものは修正する必要はないが、実施内容について検討する必要がある。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
妊産婦相談事業	妊娠期、産前産後の不安を解消するために、助産師による相談・訪問事業を実施し、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援体制を確立する。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	健康課						
基本施策	2 成人の健康づくり	総合計画書記載ページ	P62-65	(記入者)	原 咲子						
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・健康づくり計画「健康いわくら21」の評価をもとに計画を見直し、第2次計画を策定した。この計画に基づいて、健康づくり・生活習慣病予防等の事業を実施するとともに、保健推進員や食生活改善推進員の協力により、広く市民の健康づくりを支援することができた。がん検診の受診や子育て世代への健診受診を呼びかけるとともに、糖尿病予防歯科健康診査を開始し、生活習慣病の予防を普及啓発推進した。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・「健康いわくら21」（第2次）計画に掲げている「社会で支える健康づくり」を推進するため、関係機関や各種団体等との連携が課題である。								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。										
	●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命が延びています。										
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
	定期的に健康診査を受けている市民の割合		%	H20	36.9	—	—	44.0	—	40.0	50.0
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合		%	H20	82.2	—	—	82.4	—	84.0	86.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 生活習慣病等予防対策の推進	国民健康保険加入者の各種がん検診受診率(平均)	24.4%	H21	35.0%	27.0%	77.1%					○
	生活習慣病予防教室の参加者数	439人	H21	480人	1,057人	220.2%					
① 健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実	市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。						生活習慣病予防について各種教室を実施し、広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、保健センターにより、保健推進員活動、食生活改善推進員活動などを通して啓発に努めた。 健康づくりのために、平成23年度から糖尿病予防教室、平成24年度からは、あいち健康プラザ体験学習、平成25年度からは、総合体育文化センターのトレーニング室を活用した健康指導教室、平成26年度からは、ポールウォーキング教室を開催した。 乳幼児健診等の機会に保護者へ健康診査の受診等について働きかけた。	子育て世代の親に健康診査の受診勧奨をした結果、40歳未満の受診者数が増加した。 H23 63人 H24 54人 H25 71人 H26 71人 健康づくりのためのさまざまな方法を普及啓発することができた。生活習慣病予防教室として新たな事業に取り組んできているため、参加者数は大幅に増加している。 H23 599人 H24 791人 H25 717人 H26 1,057人	乳幼児健診等以外にも若い世代へ健康診査の受診等を啓発する方法を検討する必要がある。	施策内容そのものは、修正する必要はないが、目標指標の修正が必要である。 生活習慣病予防教室は、年度毎に教室の内容や定員を見直して実施しているため、目標指標である「生活習慣病予防教室の参加者数」を基準値と比較しても正しい評価ができないことより、成果指標を検討する必要がある。	継続
② がん検診・歯科健康診査の充実	がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大や、若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備軍に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。						平成22年度から女性のがん検診を土・日曜日にも実施し、平成23年度から電話での予約を開始した。平成24年度以降は、各がん検診の受診実績により定員枠を順次拡大してきたが、平成26年度からは、クーポン事業の対象者が縮小された。クーポン	女性のがん検診の土・日曜日の実施や申し込み方法を増やしたことにより、検診受診の利便性を図ることができた。また、特定健康診査と肺がん・結核検診を同時に実施したことによ	若い世代への検診の必要性の周知や受診勧奨をさらに進める必要がある。 受診者の利便性を考慮し、医療機関における個別検診の実施や検診内容等を見直し、受診しやすい体制づくりが課題であ	施策内容そのものは、修正する必要はないが、若い世代への予防啓発や検診体制の見直しにより受診率の向上を目指すとともに効果的な啓発に取り組む必要がある。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							<p>事業の対象者へは、受診勧奨及び未受診者へのアンケート調査を実施した。</p> <p>平成25年度からは、往復はがきによる申し込みを開始すると共に、「けん診ガイドブック」を作成し、広く検診の受診を呼びかけた。</p> <p>平成26年度は、店舗や医療機関等にポスターを掲示し、さらに周知に努めた。また、特定健康診査と肺がん・結核検診を同時実施した。</p> <p>平成23年度からは、特定保健指導対象者のうち、糖代謝(HbA1c値)が高い人に対して、糖尿病予防歯科健康診査を実施し歯周病予防の啓発を行った。成人歯科健康診査は、利便性を考慮し、特定健康診査と同時に受診できるように健診日を設定して実施した。</p>	<p>り、平成26年度は受診者が前年度と比べ1,967人増加した。平成26年度は女性のがんのクーポン事業の対象年齢が縮小されたことにより、女性のがん検診の全体の受診者は減少したが、子宮頸がん検診の20歳の受診率は、前年度と比較し、約8%向上した。</p> <p>肺がん(喀たん)・前立腺がん検診の受診者は年々減少傾向、胃がん検診は横ばい、大腸がん検診は増加傾向にある。</p> <p>クーポン事業の対象者への受診勧奨により、少数ではあるが、受診に繋げることができた。また、アンケート調査により、未受診等の理由を把握することができた。</p> <p>糖尿病予防歯科健康診査の受診率は、減少傾向である。</p> <p>H23 26.0% H24 23.4% H25 20.8% H26 22.7%</p> <p>成人歯科健康診査の受診者は、毎年ほぼ定員数に達している。</p>	<p>る。</p> <p>糖尿病予防歯科健康診査の受診率向上に向けた取組が必要である。</p> <p>成人歯科健康診査は、若い世代の受診者が少ない状況であるため、若い世代の人たちを歯科健康診査の受診に繋げる取組が必要である。</p>		
③ 生活習慣の改善支援の充実	生活習慣病やその予備軍の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。						<p>生活習慣の改善や健康管理のために、健康チェックの日に個別相談を実施し、保健師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士が健康を支援した。</p> <p>生活習慣病予防のための講演会や食生活・運動習慣改善に向けた教室を毎年開催した。</p> <p>平成24年度から、あいち健康プラザを利用した健康度評価を開始した。</p> <p>健康診査後に特定保健指導を実施し、生活習慣改善のための個別指導を行った。平成26年度には、特定保健指導の未利用者に対して、訪問指導を試行的に実施した。</p> <p>若い世代から歯周病予防に取り組めるよう2歳6か月児親子歯科健康診査や妊婦・成人歯科健康診査を実施し、啓発した。</p> <p>平成25年度からは、乳幼児健診等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知し若い世代へ働きかけた。</p>	<p>健康チェックの日や特定保健指導の利用者数及び妊婦歯科健康診査の受診率は、共に減少している。</p> <p>2日間の訪問による特定保健指導で、10人に指導することができたが、特定保健指導の全体の利用率は、伸び悩んでいる。</p> <p>若い世代への歯周病予防の啓発をしてきたが、成人歯科健康診査の受診者は、高齢者が多い状況である。</p>	<p>生活習慣改善のきっかけとなる特定保健指導の未利用者への働きかけをしていく必要がある。</p> <p>若い世代からの歯周病予防対策を検討する必要がある。</p>	施策内容の修正は必要ない。	継続
(2) 健康づくりのための環境づくり	保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数	11,553人	H21	12,000人	10,832人	90.3%					○

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 健康づくり推進のための体制づくり	市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化・推進します。また、「健康いわくら21」を見直します。						「健康いわくら21」を評価するため、平成24年度に「生活習慣関連アンケート調査」を実施した。 平成25年度には、市民参加のワークショップや関係各課との意見交換を行い、「健康いわくら21(第2次)計画」を策定した。 平成26年度からポールウォーキング推進事業と県と飲食店等の事業者との協働による「いわくら健康マイレージ事業」を開始した。協力店募集については、商工会と連携して取り組んだ。 また、総合体育文化センターのトレーニング指導員と連携して健康指導教室を実施した。 平成23年度と平成25年度に食生活改善推進員の養成講座を実施した。 保健推進員や食生活改善推進員への研修会を毎年実施し活動を支援した。	平成25年度に「健康いわくら21」を見直し、第2次計画を策定した。 ポールウォーキングを推進するための人材を育成し、「ポールウォーキング推進隊」を結成した。 食生活改善推進員の養成講座で12名の食生活改善推進員を養成した。 商工会や総合体育文化センターのトレーニング指導員、各種団体等と連携して健康づくりを推進することができた。	「健康いわくら21(第2次)計画」に基づき、地域で支える健康づくりの普及啓発を推進していく必要がある。	「健康いわくら21(第2次)計画」を策定したため、施策内容を修正する必要がある。	継続
② 地域における健康づくり活動の推進	市民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。						保健推進員活動による地区単位の活動や老人クラブを始め各種団体に対し、健康講座を実施した。 平成24年度と平成25年度には、保健師及び歯科衛生士が、岩倉総合高校の教員と石塚ガラスの従業員に健康教育を行った。 食生活改善推進員は、栄養教室や健康フェアで啓発を行った。	保健推進員や食生活改善推進員の活動により、身近な場所で多くの市民に健康づくりを普及啓発できた。 企業等において、健康づくりの啓発ができた。	地域の状況を把握し、地域や各種団体等の特徴をとらえた事業を展開していく必要がある。	施策内容そのものを修正する必要はないが、実施方法や内容を見直す必要がある。	継続
(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	60歳以上で1日30分以上歩く人の割合	60.9%	H21	65.0%	33.4%	51.4%				○	
	治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民を割合	31.5%	H22	33.0%	38.1%	115.5%					
	介護予防教室参加者数	212人	H21	445人	393人	88.3%					
① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。						高齢者を対象とした介護予防教室に加え、平成23年度からは、膝・腰痛予防教室、平成25年度からは、総合体育文化センターのトレーニング室を活用した健康指導教室を開始した。また、元気アップ高齢者を対象とした介護予防教室を継続して実施した。 65歳節目歯科健康診査では、介護予防につながる健康教育を取り入れて実施した。	介護予防について普及啓発できた。 健康指導教室では、筋力を維持増進する運動習慣づくりを支援することができたが、継続的にトレーニングをする人は、参加者の半数以下に止まっている。 元気アップ高齢者対象の介護予防教室は、対象者に対し、参加者が少ない状況。 65歳節目歯科健康診査の受診勧奨をしているが、受診率は、年々低下している。	介護予防教室及び、65歳節目歯科健康診査の参加者を増やしていくことが課題。 健康指導教室では、健康づくりとトレーニング室の利用拡大を目的として実施してきたが、健康診査の要指導者等への支援としての利用も考えるべきである。	施策内容そのものを修正する必要はないが、啓発方法や実施内容を見直す必要がある。 健康指導教室は、健康診査受診者等のフォローアップを対象とする等、教室のあり方を見直す必要がある。	継続
(4) こころの健康づくりの推進	ストレスを解消する方法を持っている人の割合	57.3%	H21	60.0%	61.9%	103.2%				○	
	こころの健康教室参加者数	148人	H21	165人	212人	128.5%					

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
① こころの健康づくり知識の普及・啓発	こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。						こころの健康講座の開催、広報紙等による知識の普及啓発を行った。 平成24年度からは、保健推進員や食生活改善推進員を対象にこころの健康に関する研修会を実施している。	こころの健康やストレス対処法等について広く周知できた。 保健推進員や食生活改善推進員には、こころに問題を抱える人の理解を深めることができた。	広く普及啓発していくために、各世代に合わせた啓発の取組を進めていく必要がある。	施策内容そのものを修正する必要はないが、啓発方法や実施内容を見直す必要がある。	継続
② こころの相談体制の充実	過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。						平成24年度から、月1回臨床心理士によるこころの健康相談を開始した。健康チェックの日には、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携して対応している。 広報紙やほっと情報メール等で広く周知している。	相談事業については、保健所や医療機関等と連携して支援体制をとることができた。	個々に適した支援をしていくために、関係機関との連携を深めていく。	施策内容そのものを修正する必要はないが、周知方法を検討する必要がある。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
40歳の節目歯科健康診査	生活習慣病予防の一環として、40～50歳代に急増する歯周病と生活習慣の関連を理解し、口腔内のセルフケアや定期健診の受診などの健康行動につなげることを目的に、40歳を迎える年に歯科健康診査の受診を勧奨する。
ウォーキング事業の充実	関係各課が所持する情報をもとに、関係各課と連携してウォーキングマップを作成し、健康づくりのためのきっかけづくりやウォーキングの継続を支援する。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
がん検診の受診体制の充実	がん検診受診率の向上、受診者の利便性の向上のため、医療機関における個別検診を実施する。

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	健康課					
基本施策	3 医療・感染症予防	総合計画書記載ページ	P66-68	(記入者)	原 咲子					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・市民に分かりやすい健康情報を様々な方法で発信することにより、広く情報提供ができた。予防接種事業については、平成24年度から尾張北部圏域、平成26年度からは愛知県内全域で予防接種が受けられるようになり、利用者の利便性の向上につながった。歯科に関する休日救急医療体制では、新たに平成25年度より在宅当番医制により年末年始の歯科診療を開始した。感染症対策として平成26年度に「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を危機管理課と共に策定した。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・定期予防接種の拡大とともに、予防接種事業の広域化が図られてきたが、今後も予防接種情報の周知に努め、接種率の向上が課題である。 ・新型インフルエンザ等の感染症への対応については、平常時から情報収集や感染防止策の周知、緊急時に迅速な対応をとることができるよう、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが課題。							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医」があります。									
	●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。									
目標値	●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっていきます。									
	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	%	H20	60.6	—	—	73.4	—	72.0	77.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 医療体制の充実	休日急病診療所を知っている市民の割合	85.2%	H22	92.0%	90.7%	98.6%					○
	かかりつけ医を持っている市民の割合	66.5%	H22	70.0%	62.9%	89.9%					
① 市民に分かりやすい医療情報の提供	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種検診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児外来についての情報をわかりやすく提供できるよう努めます。						広報紙・ホームページ等を活用して、医療情報を提供した。また乳幼児健診や母子健康手帳交付時などに市内医療機関マップを配布した。平成25年度より岩倉市けん診ガイドブックを作成し、医療情報も併せて提供した。 ホームページに休日急病診療所の当番医表を掲載している。平成25年度から「ほっと情報メール」により各種検診や事業案内を発信している。	周知媒体を増やすことにより、市民に対し幅広く医療情報の提供ができた。	県から医療に関する情報提供があった場合は、必要に応じて、市民に周知する必要がある。 「かかりつけ医」の必要性や医療機関への適正受診の啓発、幅広い医療情報の提供が必要である。	施策内容そのものは修正する必要はないが、新たな情報提供媒体や方法を検討する必要がある。	継続
② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実	市民が安心して、救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携協力し、休日・夜間救急医療の維持・充実に努めます。						休日急病診療所のほか第2次救急医療機関の指定により救急医療体制の充実が図られている。 平成25年度より年末年始の当番医制による休日歯科診療を実施した。	休日急病診療所の受診者数は横ばいではあるが、休日に身近な場に診療所があるということは市民に安心感を与えている。休日歯科診療により年末年始の救急の歯科診療に対応できた。	休日急病診療所が開設されて40年が経過し、施設の老朽化に伴い、維持管理が必要である。	施策内容そのものは修正する必要はない。 平成25年度からの年末年始の在宅当番医制による休日歯科診療の取り組みの評価・検討が必要。	継続
③ 災害時に備えた保健予防の充実	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。						平成26年11月に「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。新型インフルエンザ等対策総合訓練を県の訓練に合わせ全課において実施した。	「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したことにより、各課において感染症発生時等の対応が明確になった。	新型インフルエンザ等対策総合訓練で情報伝達に時間がかかるなど、様々な課題が浮き彫りになった。情報を迅速かつ的確に伝達できるような体制	施策内容そのものは修正する必要はない。新型インフルエンザ等対策において、情報伝達また情報収集が迅速・的確にできるような実践的なマニュアル	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							平成26年度に、災害時の備えや災害食についての教室を実施し、災害時にも使えるレシピを広報紙に連載した。 保健所と連携して平成24年度に作成した「災害時の保健活動マニュアル」を平成26年度に見直し、記録様式や資料を整備した。また、平成26年度には、3歳児健康診査時の発災を想定した訓練をおこなうとともに、災害時に市外から派遣された保健師の保健活動の資料として、小学校区毎に地域情報を整理している。 平成24年度から県と災害時情報伝達訓練を実施している。	災害時の備えとして、知識の普及啓発ができた。 災害時の保健活動として、職員の意識の向上を図ることができた。	強化が必要。 保健事業を通して、さまざまな場面で、災害時の備えについて啓発していく必要がある。 定期的に災害時の保健活動マニュアルを見直し、職員の意識を高めていく必要がある。	ル作りや継続的な訓練が必要。 「新型インフルエンザ等対策行動計画」については、総合計画での施策の位置づけを明確にし、推進するなど見直しが必要。	
(2) 感染症予防の推進	予防接種の接種率(三種混合・麻しん・風しん混合・ポリオ・BCG)	93.0%	H21	95.0%	83.1%	87.5%					○
① 感染症予防の啓発	感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ・結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページで正しい知識の普及を図ります。						エイズ・結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ、保健センターにより、ほっと情報メールを利用して周知を行った。また、医療機関等の協力を得てポスター・チラシにより周知を行った。平成25年度から作成している「がん検診ガイド」にエイズ等感染症についての記事も合わせて掲載した。	感染症情報等により、随時必要な情報提供を行ったことで、感染症や食中毒の予防・まん延防止に努めることができた。	新たな感染症が発生した場合も迅速な情報提供を行えるよう平常時から情報収集に努めていく。	施策内容そのものは修正する必要はないが、新たな感染症が発生した場合にも対応できる体制づくりが必要。	継続
② 予防接種の充実	予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、予防接種の広域化など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど予防接種の充実に努めます。						平成23年度以降、日本脳炎が再開し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ、小児肺炎球菌が定期予防接種に追加、また生ポリオから不活化ポリオ、三種混合から四種混合への変更となった。また平成26年度は水痘、高齢者肺炎球菌が定期予防接種に追加。予防接種の追加・変更の都度、広報紙、ホームページ等により周知し、対象者への個別通知等を行った。 予防接種の広域化については、平成24年度からは尾張北部圏域での広域予防接種が開始され、さらに平成26年度からは愛知県広域予防接種として県内全域に拡大となった。 任意予防接種について、平成23年度から高齢者肺炎球菌、平成25年度から、風しん(成人)の接種費用の一部助成を実施している。	予防接種法の改正に合わせ、定期予防接種の追加、変更を行うとともに、対象者へ正しい知識の普及及び情報提供を行うことができた。 また、予防接種の広域化は尾張北部圏域から愛知県全域に拡大したことにより接種しやすい体制となった。 さらに、任意予防接種についても接種費用の一部助成を行い、接種費用の負担軽減に努めた。	今後も定期化が予定されている予防接種があるため、平常時から情報収集を行い、必要な情報を発信していく。 予防接種の広域化については、現在、愛知県広域予防接種は乳幼児の定期接種のみを対象としているため、今後は接種対象の拡大について働きかけていく必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はないが、予防接種法の改正に合わせ、目標指標の修正が必要。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	長寿介護課					
基本施策	1 高齢者福祉・介護保険	総合計画書記載ページ	P69-73	(記入者)	氏名	山北 由美子					
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくるための事業や施策を実施できている。 第5期、第6期の介護保険事業計画を策定及び推進により、計画から大きく外れることなく介護保険財政の健全な運営がされている。 介護サービスの充実を図るため、平成28年度の開所に向け、特別養護老人ホームの整備に対し支援を行っている。 地域ケア会議等の開催により地域の支え合いのための仕組みづくりに着手しており、今後はその仕組みを実効性のあるものにしていくことが重要。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が増加しているため、状況に合った高齢者福祉サービスを提供する必要がある。 介護保険制度の改正があるため、わかりやすく周知すること、地域の支え合いの仕組みを実効性のあるものにしていくことが課題。 								
施策がめざす 将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。 ●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。 										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠		
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
	介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	%	H20	65.5	—	—	78.3	—	67.0	70.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 健康・生きがいづくりの推進	老人クラブ会員数	4,032人	H21	4,200人	3,456人	82.3%					○
	シルバー人材センター登録者数	347人	H21	370人	335人	90.5%					
① 高齢者の介護予防・健康づくり支援	「成人の健康づくり」の再掲(P64)										
② 高齢者の生きがいづくりの支援	高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩の家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。						生涯学習・スポーツ講座として、多世代交流センターさくらの家で半期ごとに自主企画講座等を開催している。 その講座の一つとして、介護予防に効果があると言われていた健康麻将(マーじゃん)講座を平成24年度に多世代交流センターさくらの家、平成25年度に南部老人憩の家で行った。	多世代交流センターの利用者数が年々増加している。 また、自主企画講座が終了後に、サークルが立ち上がり、自主的な活動をしているサークルが多い。そのうちの一つに、健康麻将のサークルも平成24年度から活動している	多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家以外の施設に関しては、高齢者の利用促進を行っておらず、関係課と調整が必要である。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 老人クラブなど団体の育成・支援	高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。						岩倉市老人クラブ連合会に対して補助金により支援を行っている。また、会議、各種イベントに対して、運営支援を行っている。 平成25年度から介護事業所でのボランティア活動を行う仕組みとして、いきいき介護サポーター事業を実施している。	老人クラブやサークル等、活動支援等を通じて高齢者の自主的な団体の育成・支援ができています。 平成27年3月現在で、37名のいきいき介護サポーターの登録があり、高齢者の社会参加・社会貢献の支援に繋がっている。	老人クラブの会員数が減少している。また、地域単位老人クラブの会員の減少等の理由により、地域単位老人クラブの数が減少している。また、新規加入も減少している。	施策内容を修正する必要はない。	継続
④ 就労機会の充実	高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保						岩倉市シルバー人材センターに補	高齢者が働く機会として	シルバー人材センター登録	施策内容を修正する必要は	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題				
個別施策の名称	個別施策の内容												
	するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するために、ハローワークなど関係機関との連携を図ります。						助金により支援を行っている。また、広報紙を利用したシルバー人材センターの会員募集を行っている。			のシルバー人材センターが認識されている。	者数がほぼ横ばいとなっている。 また、ハローワークなどの関係機関との連携が行えていない。	ない。	
(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	1,642人	H21	2,000人	4,646	232.3%					○		
① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚	高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。						認知症に関する地域の支援力向上を図るため、平成25年度から徘徊者捜索模擬訓練を実施している。 また、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動として、認知症ケアアドバイザーが講師となり、小学校等で、認知症サポーター養成講座を開催している。 子どもと高齢者が交流する機会として、平成23年度から多世代交流センターさくらの家で、さくらの家まつりや、臨時開館事業を実施している。	徘徊者捜索模擬訓練により認知症の人が徘徊する可能性があることが周知できた。 認知症ケアアドバイザーが中心となり、認知症に関する認知症サポーター養成講座が定期的に開催できおり、認知症に関する理解が広がっている。 さくらの家まつりや、臨時開館で多世代交流イベントを行い、交流する機会ができています。	徘徊高齢者等捜索模擬訓練に関しては、まだ周知が足りないため今後の広報活動が必要である。 認知症ケアアドバイザーや認知症サポーターを今後どのように活用していくかが課題。	目標指標の設定の見直しが必要。	継続		
② 高齢者の地域における交流促進	高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。						多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家では、様々な講座や風呂を無料で利用できることにより、毎日集える施設になっている。 また、地域における交流の場として、社会福祉協議会の支会ごとのふれあい・いきいきサロン活動に加え、地区での開催として地区ふれあい・いきいきサロン活動を平成23年度から中本町、平成24年度から鈴井町で実施している。	南部老人憩の家の利用者は横ばいだが、多世代交流センターさくらの家の利用者は年々増加している。また、ふれあい・いきいきサロンは定期的に開催しており、交流の場として活用されている。	社会福祉協議会の支会単位は地域が広く、回数も多くないため、いきいきサロンの充実に必要である。	施策内容を修正する必要はない。	継続		
③ 高齢者の権利擁護・虐待防止	高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。						高齢者詐欺などに関して、広報紙を通じ注意喚起を行っている。 また、成年後見制度等も広報紙を利用し周知・啓発を行っている。 虐待通報があった際は、早急に事実確認を行い、ケアマネジャー等と適切な対応ができるように努めている。	地域包括支援センターと連携し、詐欺の注意喚起や成年後見制度等の周知、啓発、利用促進を行っている。 また、虐待に関しても、早期発見、早期対応に努めている。	引き続き、必要な場合に関係機関に迅速につなげることに努める。	施策内容を修正する必要はない。	継続		
④ 高齢者の生活支援サービスの充実	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直ししながら充実に努めます。						ひとり暮らし高齢者等を対象として安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成、平成23年度から救命ボタン等の事業を実施している。 なお、緊急通報システムは、より適切な対応ができるように平成26年度からコールセンター方式に変更し、サービスが向上している。	ニーズに合わせて各高齢者サービスを利用することにより、高齢者が安心して日常生活を送ることができる。	サービス内容を見直しながら引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるように努める。	施策内容を修正する必要はない。	継続		
(3) 高齢者を支える体制の充実	ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数	430件	H21	1,500件	304件	20.2%					○		
	見守りをするひとり暮らし高齢者等の数	498世帯	H21	1,000世帯	584世帯	58.4%							

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターの職員体制の充実を図り、一層の機能強化に努めます。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉の関係者が連携したネットワークの整備に取り組みます。						平成24年度に社会福祉士を1人増員することで体制強化を図った。また、高齢者の見守りを行政区単位で行うための小地域ケア・ネットワーク会議を開催し、ネットワークの推進を図った。		地域包括支援センター職員の体制強化により高齢者の相談・支援件数が平成22年度の431件から平成25年度には836件へと増加に繋がった。また、小地域ケア・ネットワーク会議や地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉の関係者の連携に着手することができた。	保健・医療・福祉の連携についてはまだ十分ではないため、今後も連携に向けたネットワークの整備が必要。 高齢者の増加に伴い、総合相談・支援体制の強化のため、地域包括支援センターの新たな設置が課題。	地域包括支援センターのさらなる体制強化のため、2か所目の設置が必要。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議等を更に推進していくことで保健・医療・福祉・介護の連携の充実を図る必要がある。	充実
② 地域における見守り・支援体制づくり	高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。						地域包括支援センターの高齢者実態把握により高齢者の在宅支援に努めている。 市内の新聞販売店、郵便局、金融機関と見守り協定を締結するなど、民生委員・新聞販売店・金融機関・郵便局・給食サービスによる見守り体制により高齢者を多角的に見守る体制となっている。 平成23年度から岩倉団地の見守りサポート隊との情報交換会、平成26年度には支え合いマップづくりに向けた講座を開催した。		情報交換会では、岩倉団地の見守り活動が引き続き円滑に進む機会となった。また、支え合いマップでは、4つのモデル地区でマップを作成し、見守り支援の必要な人の把握と、その支援方法について情報共有する体制づくりに努めた。 市内の協力事業所から新聞や郵便物等がたまっている通報等に対し、状況確認を行っている。	きめ細やかな見守り・支援の方法は多種多様であり、地域性を考慮しながら、進めていく必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
(4) 介護保険事業の充実	地域密着型サービス事業所数	5事業所	H21	7事業所	6事業所	85.7%					◎	
① 介護サービスの充実	必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービスなど介護サービスの充実を図ります。また、ケアマネジャーの資質向上や介護職員の処遇改善を図り、マンパワーの確保を支援します。						第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)に、特別養護老人ホーム1か所(80床)整備を位置づけ、平成26年度・27年度に建設費補助金により支援を行っている。 平成25年度には、既存のグループホームに県補助金を活用し、スプリングラー設置の支援を行った。 ケアマネジャーの資質の向上を目的に、適切なケアプラン作成ができるようケアプランチェックを実施している。		特別養護老人ホームの整備を支援しており、介護サービスの施設整備は進んでいる。また、スプリングラーも市内全てのグループホームに完備され、防災面での充実もされた。ケアプラン作成もケアプランチェックにより、違う視点が入り、新たな気づきなど、ケアマネジャーの資質の向上が図られた。	介護職員の処遇改善は、介護報酬により国が決定しているため、賃金面での改善は難しい。 居宅サービスについては、今後、利用者のニーズの把握に努め、必要な介護サービスを見極めていくことが課題である。	平成24年度に介護職員処遇改善交付金が介護報酬の加算として制度改正されたため、施策内容については見直しが必要。	縮小
② 介護保険財政の健全な運営	介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。						平成23年度に第5期(平成24年度～26年度)、平成26年度に第6期(平成27年度～29年度)の介護保険事業計画を策定し、介護保険料の設定を行った。 介護給付適正化事業主要5項目(1)認定調査状況チェック(2)ケアプランの点検(3)住宅改修等の点検(4)医療情報との突合・縦覧点検(5)介護給付費通知を実施。		高齢者保健福祉計画等推進委員会で計画の進捗状況を諮り、介護保険事業計画の策定に反映させた。 また、第5期計画期間は、計画を大幅に外れることなく、介護保険財政の健全な運営が図られた。	適正な介護給付による介護保険財政の安定的な運営のため、介護給付適正化事業を引き続き実施していく必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。						65歳になる人を対象に介護保険制度の説明会を年2回実施し、制度の周知を行っている。 また、地域包括支援センターを中心に介護、医療、福祉の関係者からなる地域ケア会議を設置し、高齢者及びその家族などの様々な相談や困りごとに対し、個別に支援する方法を検討し、問題解決へ取り組みました。		説明会開催により介護保険制度を理解してもらう機会ができた。 地域ケア会議を開催し高齢者への支援を図るとともに、関係機関との連携強化の体制づくりにも繋がった。	介護保険制度説明会の参加者数を増加させることが課題。 介護保険の制度改正に対応するため、改正内容を分かりやすく周知する必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
④ 介護サービス事業所の質の向上	介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。						地域密着型サービス事業所6か所に対し、集団指導を年1回、実地指導は、2年に1度として1年に3か所実施している。 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム4か所、小規模多機能型居宅介護事業所2か所の計8か所に2か月に1回、介護サービスの利用者等からの話を聞く機会として介護相談員2名の派遣を実施している。	地域密着型サービス事業所の集団指導では、市内6事業所全てが参加し、指導及び意見聴取の場としても活用ができた。実地指導により算定方法などの指摘や、介護相談員の派遣により利用者からの意見等を伝えることで介護サービス事業所の質の向上を図った。	第三者機関による外部評価結果の効果的な活用方法について、検討が必要である。	施策内容を修正する必要はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	(記入者)	所属	子育て支援課				
基本施策	2 子育て・子育て支援	総合計画書記載ページ	P74-79	氏名	山田 日出雄						
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援として保育サービスの拡充等、各種施策・事業に取り組んできており、市内の子育て環境は充実してきているといえる。全体としては基準値より実績値が向上しているが、基本成果指標の「幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合」が基準値よりもかなり低くなっているため、これまでの取組が子育て世代へ効果的に周知できているかどうかを検討していく必要がある。 今後も社会情勢や子育て支援に関するニーズに留意しながら、より安心して子育てができるまちにしていくことが重要である。 子どもが主体的に育ち、将来的に地域に参加していくことができるよう、子どもの権利が保障される地域づくりが必要である。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では、子ども・子育て支援新制度の円滑な導入が求められている。 女性の社会参加の進展により高まる保育ニーズと、本市でも避けることのできない少子化の進展と、子育て世代の移住がどこまで進むかを見極めながら、就学前の幼児教育・保育の提供や施設整備を行っていくことが必要である。 また、核家族化などによる社会構造や就労環境の変化により、保育ニーズは多様化しており、これらにどのように応えていくのが課題となる。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	<p>第4次総合計画で掲げためざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。 ●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。 	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
目標値	基本成果指標	単位		基準値		現状値		目標値		算出根拠	
	幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	%	H20	36.2	—	—	24.0	—	38.0	40.0	市民意向調査による
	子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	%	H20	67.6	—	—	74.3	—	70.0	72.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価				
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題						
(1) 保育サービス等の充実	3歳未満児保育の受入児童数	184人	H21	200人	197人	98.5%				○					
	保育園の耐震化率	28.6%	H21	100.0%	100.0%	100.0%									
① 保育サービスの充実	<p>延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き取り組みます。また、就学前の子どもたちに関して、教育、保育を総合的に提供していくことが求められているため、幼稚園と保育園の交流を進めるとともに、岩倉型の幼保連携について研究します。</p>						<p>延長保育については、通常保育時間を超える午後4時30分から午後7時まで、全7園で実施している。</p> <p>一時保育については、それまでの南部保育園（定員10人）での直営による実施から平成24年度に私立子どもの庭保育園に業務委託した。また、平成25年度から東部保育園においてリフレッシュ保育（定員6人）を開始し、子どもの庭保育園（定員10人）と合わせて利用定員の拡大を行った。</p> <p>病児保育については、市内の医療機関に業務委託し継続実施している。</p> <p>休日保育については、下寺保育園において継続実施している。</p> <p>平成23年度に就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針を策定し、幼稚園と保育園の連携・交流の</p>			<p>多様な保育サービスを継続して提供することができ、特にニーズの高い一時保育の定員を拡大することができた。</p> <p>公立の保育園と民間の幼稚園という幼保・公私の交流を進めることで、一体的で質の高い幼児教育・保育の提供に取り組むことができた。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の開始前後に合わせて、民間保育施設による保育定員として、3歳未満児で130人分、3歳以上児で36人分の拡充を行うことができた。</p>		<p>ニーズ調査や待機児童の現況からみると、0歳児の保育定員が不足している。また、年度途中の入園の要望が高まっており、3歳未満児の保育ニーズは依然高いと考えられる。一方で、少子化傾向は確実であり、「子育て世代が住みたいまち」のための保育の定員枠拡大が、どれほど潜在ニーズの掘り起こしと市外からニーズの呼び込みにつながるか、そのニーズ量と定員枠の確保との見極めが必要となってくる。</p> <p>平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に当たって、教育・保育サービス、入園手続等が大きく変わることになるため、広報紙、ホームページ等を通じて保護者への十</p>		岩倉型の幼保連携についての研究は、基本方針を策定し、一定完了した。新制度に向けての記述と民間施設との連携等の強化などの記述が必要となってくる。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							<p>推進と民間保育所の開設による「岩倉型の幼保連携」を進めていくこととなった。</p> <p>平成24年度に市内で初めての民間の認可保育所として子どもの庭保育園（3歳未満児：定員30人）が開設され、その開設・運営支援を行った。また、平成25年度には、曾野第二幼稚園と子どもの庭保育園による認定こども園への移行に伴い、保育の定員拡大（30人→50人）のための開設支援を、さらに、平成26年度には、岩倉北幼稚園と遊花北幼稚園の認定こども園への移行（いずれも1・2歳児定員30人）とこどもの森保育園（3歳未満児定員20人）開設に伴う支援を行った。</p>		<p>分な説明が必要となってくる。また、民間事業者との連携・協力を強化していく必要がある。</p>		
② 保育施設の充実	園児の安全を確保するため、全保育園の耐震を推進するとともに、老朽化している施設について、計画的な改修に努めます。また、園庭の芝生化など施設の環境整備を進めます。						<p>保育園の耐震化補強工事については、東部保育園（H24）、西部保育園（H25）の実施で全園完了している。園庭の芝生化は、平成23～25年度で全園完了した。</p> <p>空調設備の老朽化と保育環境の向上のために、機器更新と幼児室への拡充を平成25年度から行い、平成26年度までに3園が完了しており、平成27年度には2園を施工予定としている。</p> <p>平成26年度に、南部保育園の外壁塗装修繕を行った。</p>	<p>計画的な施設整備により、園児の安全性と保育環境の向上を図ることができた。</p>	<p>保育園の耐震化は完了したが、老朽化が著しい施設が多く残っている。比較的新しい施設については、計画的な早めの大規模修繕による延命化を図ることと、また、大規模修繕で対応するのか、建替が必要となるのかの判断を行っていくことが必要となる。特に、建替の場合は、将来的な児童人口の減少を見据え、統廃合も視野に入れていく必要があるが、現段階では、子ども・子育て支援事業計画に掲げた潜在的な保育ニーズが、実際にどれほどとなるのかの見極めが必要となる。</p>	<p>全保育園の耐震化、芝生化が完了したことに伴い内容の見直しが必要。今後の保育施設の改修計画について考えていく必要がある。</p>	改善
③ 放課後児童健全育成の充実	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校高学年の受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、学校施設の有効活用も視野に入れつつ、事業の充実に努めます。						<p>平成23年度までの放課後児童クラブの4年生の受入れは、夏季休業期間のみであったが、平成24年度からは、冬季休業期間も実施した。</p> <p>また、平成25年度は、夏季休業期間の利用希望の増に応えるためさくらの家で、平成26年度には、北小学校及びさくらの家で臨時に実施した。</p>	<p>夏季・冬季休業期間の受入学年を4年生まで拡大することができた。</p> <p>夏季休業期間に児童館以外の施設での臨時開設をすることで、利用希望の増加に対応するとともに、児童館以外の施設での実施に向けて検証することができた。</p> <p>平成27年度には、通年の受入れを第五児童館は6年生まで、その他の児童館は4年生まで拡大した。</p>	<p>児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象学年が小学校3年生までから全学年に拡大された。子ども・子育て支援事業計画策定の際のニーズ調査では高学年でも利用意向は高く、また、今後も、共働き家庭等の増加が見込まれるため、施設整備が必要である。同計画においても、学校施設等の有効活用を図りながら、平成28年度からの3年間で40人ずつの受入拡大を行っていくこととしている。また、「岩倉市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」の平成27年4月1日施行に伴い、面積基準、支援の単位の基準が現状では適合しない施設があるため、経過措置の5年の間に施設整備を行っていく必要がある。</p> <p>受入学年を徐々に拡大していくことで、高学年での利用意</p>	<p>学校施設等を利用して、可能な校区から放課後児童クラブの増設と学年拡大を図る。</p> <p>また、放課後子ども総合プランによる一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施を視野に入れ、事業の充実に努める。</p>	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
									向だけでなく、実際の利用状況を見ながら、施設整備を進めていく必要がある。 国の「放課後子ども総合プラン」による、学校施設等を活用した一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を進めていくことで、すべての子どもの居場所づくりに取り組んでいく必要がある(平成27年度に検討委員会を設置)。学校施設等での施設整備を進めていった後の児童館のあり方を検討していく必要がある。		
(2) 地域の子育て支援体制の充実	子育て支援施設利用者数	6,060人	H21	13,000人	10,036人	77.2%					○
	ファミリー・サポート・センター会員数	262人	H21	300人	299人	99.7%					
① 子育て支援拠点施設の充実	乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、つどいの広場、生涯学習センターの子どもルームなどの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。						子育て支援センターにおいて、ここにこフロアを継続して実施し、親子の交流促進を図るとともに、平成24年度からは、平日のみの開催から土曜日の午前中も開所している。 子育て支援センターが平成22年度から常設となったことに伴い、東部保育園内のつどいの広場は平成24年度に廃止した(平成25年度からリフレッシュ保育を開設)。 平成23年度から東部保育園において、子ども絵本図書室を開設した。生涯学習センターとさくらの家の子どもルームについては、利用者も多くなっており、生涯学習センターの子どもルームでは読み聞かせを実施した。 平成24年度に子育て支援センターにエレベーターを設置し利用者の利便性の向上を図った。	子育て支援センターが土曜日の午前中も開所されたことにより、利便性の向上、父親の育児参加の場を拡充することができた。 つどいの広場によって子育て中の親と子が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て支援の充実に寄与した。 子ども絵本図書室の開設により、絵本を通じて親子のふれあいを持つ場が提供できた。	子育て支援センターが子育て中の親子の交流の場として、今後も利用者の拡大を図るため、ニーズにあった行事や講座などを実施していく。 子ども絵本図書室の利用者を増やすためのPRが必要。子どもルーム内の備品の充実が必要。 子育て支援センターや生涯学習センター・さくらの家の子どもルーム、児童館・地域交流センター、保育園、幼稚園、認定こども園等を子育て支援の拠点施設として連携し、市内全域での配置と捉えていく必要がある。また、市民周知のための情報提供の方法の検討が必要である。	内容の方向性に変更はないが、つどいの広場が廃止されたことにより若干の内容の修正が必要。	充実
② 相談支援体制の充実	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。						子育て支援センターにおいて、育児相談を実施しており、定期的に栄養士・保健師が来所して相談に当たっている。 保健センターにおいても、乳幼児健康相談や子ども発達相談などを実施している。 保育園では、園児の送迎時等の機会に必要な応じて保護者からの相談を受けている。 平成26年度から児童館では、子育て世代の相談窓口として「じどうかなないろそうだんしつ」を設置した。 また、相談事例が複数の関連施設に関わる場合には連携を取り対応した。 平成25年度から「ほっと情報メール」の運用が開始されたことに合わせて、子育てに関する情報提供を行	これまでの子育て支援センターや保健センター、保育園等での相談業務の実施、充実に加え、児童館でも子育てに関する相談窓口を設置できた。 必要に応じ、関連部署・機関の連携により、相談事例についての情報共有、対応ができた。 ほっと情報メールによる情報提供を通じて、子育て支援センター等のイベント参加の促進が図れている。	子育て支援施設における相談について、各施設・機能の一体的な市民周知に努める。 新規事業である児童館での相談窓口については、相談を受ける側として職員研修等による質の向上を図っていくとともに、市民周知が必要である。	内容の修正は必要ないが、今後も保護者の育児に対する悩みを相談できる場の充実が必要。 利用者支援事業の実施により、適切な保育サービスの情報提供や相談・助言等を行うとともに、保健・医療、学校等の関係機関との連携を図っていく。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価								
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題										
個別施策の名称	個別施策の内容																		
③ 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。						<p>平成23年度から「あつまれ ちびっこ in いわくら」を開催し、市内全域を対象にした就学前児童やその保護者のためのイベントとしている。この場での遊び等を通じて、親子の交流促進を図っている。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業においては、地域の人による子育て支援活動の場となっている。子育て支援センターにより子育てサークルの自主的な活動を支援するとともに、各児童館においても、幼児クラブを母親が中心となって運営活動している。</p> <p>児童館では、児童館母親クラブや、いわくら塾、国際交流協会などの地域の団体や、地域の人材の協力を得ながら児童館行事を実施している。</p>			<p>ファミリー・サポート・センター事業では、市民周知に努め、会員拡大につなげることができた。また、交流会を開催し、会員同士の情報交換や連携を図ることができた。</p> <p>子育て支援センターの支援により、子育てサークルの活動促進を図ることができた。</p> <p>児童館行事を地域の団体や人材の協力により実施することにより、地域の人たちと子どもがお互いに関わる機会とすることができた。</p>			<p>ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員より依頼会員の方が多いため、援助会員の登録拡大に向けて、市民周知を図るとともに、依頼会員から援助会員・両方会員へ移行を促進し、互助組織としていく取組が必要である。</p> <p>子育てサークル活動が、身近なところでの子育て支援と市民の自主的な活動となるため、サークルの立ち上げ促進や活動支援を行っていく必要がある。</p>			内容の修正は必要ないが、継続して地域ぐるみで子育てができる環境づくりの充実に努めていく。			充実
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	児童館利用者数(7館月平均)	1,380人	H21	1,600人	1,986人	124.1%					○								
① 子どもに関わる行動計画の推進	子ども条例に基づき、子どもの施策に関する行動計画を策定し、子どものための場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。						<p>平成24年度に岩倉市子ども条例で示した子どもの権利保障の理念を実現するための「岩倉市子ども行動計画」を策定した。</p> <p>小中学校では、子どもの権利を考える週間に、子どもの権利に関する授業を実施した。</p> <p>子どもの参加を促すために、岩倉市子どものまち事業として「にこにこシティいわくら」を継続して実施した。実施に当たっては、子どもによる実行委員会を組織し、子ども主体で企画、運営を行った。</p> <p>平成25年度から、中学生の職場体験活動を利用し、「ジュニアレポーター」として市長への取材や広報紙作成などに取り組み、広報紙に子ども条例に関する特集と合わせて掲載することで、子ども条例の市民周知と子どもの参加・意見表明の機会とした。</p> <p>中高生世代の居場所づくりとして、岩倉総合高校と連携しワークショップを開催した。生徒主体で企画、運営を行い、児童館で高校生と小学生と一緒に交流を持つ「プロジェクトー i (アイ)」の実施や、同校生徒と幼児クラブを利用する親子との交流事業を実施した。</p> <p>児童館に子ども向けの意見箱を設置するとともに、児童館で相談窓口を開設した(前出)。</p> <p>児童館職員を対象にユースワーカー研修を実施した。</p>			<p>子どもに関わる行動計画については、「岩倉市子ども行動計画」として策定を完了した。</p> <p>小中学校での子どもの権利に関する授業を実施することで、小中学生やその家庭での子どもの権利について考える機会や市民周知を図ることができた。</p> <p>にこにこシティいわくらについては、5年間継続してきたことで、子どもたちの間にも定着してきている。</p> <p>岩倉総合高校とのワークショップや交流事業の実施により、中高生世代にとっての居場所づくりや、そのための児童館のあり方を考えていく端緒とすることができた。</p> <p>児童館での意見箱や相談窓口の設置により、子どもの意見を出しやすい、また身近な所で相談できる環境づくりができた。</p>			<p>子ども行動計画の未着手・拡充が必要な事業がある。</p> <p>子ども行動計画を進めるにあたり、子どもたちの主体的な参加や意見表明を進めていくための、環境整備と人材育成が必要である。</p>			子ども行動計画を策定したため、積み残しの課題、新たな課題を踏まえ、内容の修正が必要。			充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
② 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。						児童館を通して、地域ごとの子ども会活動や岩倉市子ども会連絡協議会の運営を事務局として支援するとともに、ジュニアリーダーの活動を支援した。 地域への子どもの参加や子どもを支える子ども会活動の大切さについてチラシ・ポスターを地域へ配付するとともに、子ども会への入会を周知した。	地域での子ども会活動や伝統行事等を支援できた。 児童館から遠方の地域に出かけ、子ども会と合同で移動児童館事業を実施できた。	児童人口の減少と役員の成り手不足により、子ども会会員数の減少と単位子ども会の解散が続いているため、地域ぐるみの子育てや子ども会活動の大切さを周知するとともに、子ども会活動の支援に努め、子ども会の会員拡大を図る。 子どもが自主的に地域に参加できるよう、子ども会連絡協議会における年少リーダーやジュニアリーダーの育成を支援することが必要である。	施策内容に修正の必要はない。	継続
③ 児童館活動・施設の充実	遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。また、老朽化している第二児童館の建替えについて検討します。						いわくら塾と協働して市内を探検する「岩倉探検隊」を実施した。 親子でふれあい、絆を深めるため、「親子体験教室」や「親子ドッジビー大会」を実施した。 地域の老人クラブや民生委員、母親クラブの協力を得て、多世代交流事業「地域交流会」を実施した。 平和の大切さをつたえるため、語り部の会と協働して「平和を考える会」を実施した。 日本の伝統文化に触れるため、地域の民生委員や個人ボランティアの協力を得て各児童館で百人一首に取り組むとともに、百人一首大会を継続して実施した。また、母親クラブ主催で愛知県の郷土料理である「おこしもの」づくりなど季節の伝統文化にちなんだ行事を各児童館で実施した。 平成25年度には、第二児童館耐震工事の設計、平成26年度は第二児童館耐震工事を実施した。	市民団体や地域の個人ボランティア、民生委員の協力を得て、各児童館や全館合同で様々な体験ができる行事やクラブ活動などの地域に根差した児童館事業を実施できた。 ここにこシティいわくらや岩倉総合高校と連携した事業など子ども主体の取組を実施できた。 第二児童館耐震補強工事の完了により、耐震補強工事の必要であった市内全ての児童館で耐震補強工事が完了した。	大学生や地域人材などにより、児童館活動を支援するための組織を検討する必要がある。放課後児童クラブが学校施設内で実施されることになると、児童館としての機能をどのように果たしていくかの検討が必要となる。	第二児童館の耐震補強工事が完了したため、内容の一部修正が必要。	継続
④ 児童遊園の利活用の推進	地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。						児童遊園を定期的・随時に巡回しながら、適切な施設の維持管理に努めた。 便所清掃については、地元区等との委託により実施するとともに、日常的な維持管理は地元区で行うことができた。 平成25年度に中野児童遊園用地を拡充、整備した。	地域の子どもたちの身近な遊び場として、適切な環境整備に努めることができた。	一部児童遊園でフェンスや便所への悪戯があり、今後も巡回や掲示板を通じて改善を図っていく。	現在の施策内容に修正の必要はないが、今後も安全な環境整備に取り組んでいく必要がある。	継続
(4) 家庭への支援	子育て支援講習会受講者数	310人	H21	520人	844人	162.3%					○
	ひとり親家庭年間相談件数	260件	H21	300件	265件	88.3%					
① 家庭の育児力・教育力の向上	夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。						子育て支援センターにおいて、パパ・ママ講座や栄養士・保健師による講座など子育て講座を開設している。中でも人気の高かった乳児のベビーマッサージは平成25年度より毎月実施している。 子育て・親育ち事業については、年々講座を増やし、平成26年度は	様々な子育て講座を通じて、家庭での育児力・教育力の向上に寄与することができた。	今後も周知に努め、さらなる参加者を増やしていくよう努める。また、講座内容についても、毎年同じ講座内容ではなく、定期的な見直しが必要。	施策内容に修正の必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
② 児童虐待の未然防止・早期発見	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。						68回の講座を実施し、計3,458人の参加があった。	生後4か月までの乳児の全戸訪問を民生委員・児童委員等で実施し、育児相談や虐待の有無の確認を実施している。また、訪問時にいわゆる子育て情報誌を配付し、乳幼児を子育て中の親子の交流ができる事業等の情報を提供しながら、育児家庭の孤立化の防止と育児への負担軽減を図っている。	赤ちゃん訪問を拒否する世帯も少なく、出生した世帯への訪問が概ねできている。関係機関(学校・保育園・保健センター等)と連携し、児童虐待の早期発見、発生予防に取り組む。虐待ケースでは、児童相談センターと連携し適切な対応をしている。また、訪問の際、配付するいわゆる子育て情報誌に保健センターの情報を追加して子育てに関する情報の充実を図ることができた。	今後も事業の周知に努め、訪問拒否世帯をなくすための取組が必要である。	施策内容に修正の必要はない	継続
③ ひとり親家庭の支援の充実	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業を通して、きめの細かい支援を実施します。						母子自立支援員を配置し、就労相談や貸付制度の紹介などを行い、自立に向けた支援を実施している。 ひとり親家庭の自立促進を図るため窓口での相談の際、パンフレット等で就労相談や貸付制度の紹介を行った。	母子自立支援員を配置し、就労相談や貸付制度の紹介などを行い、自立に向けた支援を実施している。 ひとり親家庭の自立促進を図るため窓口での相談の際、パンフレット等で就労相談や貸付制度の紹介を行った。	平成26年度は、就労相談は40件、貸付相談は10件あった。	課題として、就学等の貸付相談にあたり、返済のための具体的な将来設計を含めた指導、相談をしていく必要がある。 平成26年10月から父子家庭も支援事業の対象となったことの市民周知と対応が必要である。	施策内容の修正は必要ないが、よりの確な資格取得の促進や就業相談を行っていく。 父子家庭への周知、対応も行っていく。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)
特定教育・保育施設等給付費支給事業	子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、幼稚園、保育園、認定こども園等に対する給付費の支給を行うとともに、各施設との連携を強化、市民周知に努め、新制度への円滑な移行を図る。
小規模保育運営支援事業	平成28年度開設予定の小規模保育事業所の運営を支援することで、保育の定員枠の拡大と多様な保育サービスを提供する。
放課後子ども総合プラン事業	放課後児童クラブを拡充するとともに、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することにより、共働き家庭等だけでなく、すべての児童を対象とした安全・安心な居場所づくりとしていく。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)
広域的保育所等利用事業	岩倉駅前の送迎保育ステーションと保育園・認定こども園への園児の送迎を実施することで、市内の各保育施設の入園児童の均衡と送迎に係る保護者の負担の軽減を図る。
利用者支援事業	子育て支援センターに利用者支援員を配置し、幼稚園や保育園、認定こども園、地域子育て支援事業等の情報提供や個々のニーズに合った施設・事業等を適切に利用できるようにする。また、保健、医療、学校等の関係機関との連絡調整を行う。

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	3 障害者（児）福祉	総合計画書記載ページ	P80-83	(記入者)	氏名	丹羽 至					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 市内に障害福祉サービスを提供する事業所も増えつつあり、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつあるが、グループホーム、ショートステイといった不足するサービスもあることから、今後も事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要がある。 障害のある子どもの支援方法の情報をまとめ、支援する人同士をつなげるツールである岩倉市サポートブックを作成し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化につながっている。 平成25年度からコミュニケーション支援従事者の養成を目的とする事業が地域生活支援事業の市町村必須事業として追加されたことから、岩倉市が実施主体となり手話通訳奉仕員養成講座を開催し、年々、障害者の社会参加しやすい環境は広がっている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、「基幹相談支援センター」の設置の検討。 「基幹相談支援センター」…障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった。地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。 障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画にかかる国指針により、「地域生活支援拠点」を平成29年度末までに、市町村又は県が設定している障害保健福祉圏域に少なくとも1か所整備する。 「地域生活支援拠点」…障害者の地域生活を支援するため、グループホーム、ショートステイといった居住支援ができる機能と、地域生活における相談支援機能の両方を集約した施設。 地域全体で支えていくことの重要性が高まっており、ボランティアの育成や、その活動を支援する取り組みの拡充を図っていく必要がある。また、障害に対する差別、偏見を無くするため、市主催の主な行事への手話通訳者、要約筆記者の設置をはじめとする各事業を行いながら理解、啓発を進め、障害者が社会参加しやすい環境や、安心して生活ができるような環境づくりを進めていくことが重要である。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。 ●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。 										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
	生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
			H20	75.7	—	—	76.8	—	77.0	80.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 障害者への地域生活支援	グループホーム・ケアホームの入所者数	6人	H21	11人	13人	118.2%					○

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
① 相談支援体制の充実	身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。						平成 24 年度からパート相談員を増員することにより、相談支援体制の充実を図った。相談員の資質向上を図るため、研修会、勉強会などに積極的に参加した。 市内の事業所に計画相談支援事業の働きかけを行い、平成 26 年度 2 か所の事業所が開設された。 地域自立支援協議会において困難事例の課題、解決策などについて協議を行った。	相談員の拡充により、必要な障害福祉サービスの利用・支援につながっている。 障害者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行いながら、専門的な相談支援を要する困難ケースについては、専門機関と連携した支援ができた。	平成 26 年度、市内に障害福祉サービスの計画を作成する計画相談事業所は開設したが、一般相談ができる民間の相談支援事業所は開設されていない。今後も働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討する必要がある。 基幹相談支援センターの設置についても、引き続き検討する必要がある。	積み残し課題を踏まえて、施策内容の見直しを検討する必要がある。	継続	
② 福祉サービスの充実と関係者の連携	障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。						平成 24 年度に第 4 期障害者計画の見直しを行い、また 26 年度には第 4 期障害福祉計画の見直しを行った。 平成 25 年度に支援をつなげるツールである岩倉市サポートブックを作成し、障害のある子どもへの適切な障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化を図った。 平成 25 年度からコミュニケーション支援従事者の養成を目的とする事業が地域生活支援事業の市町村必須事業として追加されたことから、手話通訳奉仕員養成講座を実施した。	障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況を地域自立支援協議会で確認等しながら、年々、障害福祉サービスの充実が図られている。 サポートブックの活用により、障害児に対する障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化につながっている。 各種養成講座の開催により、様々なボランティアが増えつつあり、障害者の社会参加しやすい環境は広がっている。	地域自立支援協議会に必要なに応じて具体的な検討を行うための部会の設置を検討。 平成 29 年度末までに、国指針による「地域生活支援拠点」について検討の必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はないが、平成 26 年度からグループホームとケアホームは一元化されており、指標名について修正が必要。	継続	
(2) 障害者の社会参加促進	障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	278 人	H21	310 人	651 人	210.0%					○	
① 就労の支援	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。						相談支援により、一般就労を希望する障害者への就労移行支援や、一般の事業所で働くことが困難な人には、市内の就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所といった仕事の場所を紹介する支援を行った。	就労相談により、一般就労であればハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、福祉的就労であれば、就労継続支援事業所、生活介護事業所等の利用ができるよう、障害者本人に適した就労支援ができた。	商工会を通じて障害者雇用に対する理解・啓発を進めながら、より一層地域における働く場の充実を図る。	施策内容の修正はない。 障害者のスポーツ・文化行事への参加者数の目標値を実績値が既に超えており、目標値の修正が必要。	継続	
② スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。						社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや障害者スポーツ教室への協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援した。また、平成24年度からいわくら市民健康マラソンへの手話通訳者を設置し、聴覚障害者が社会参加しやすい環境の整備を図った。 身体障害者福祉協会の北尾張地区グラウンドゴルフ大会への協力を行った。	障害者スポーツ関係の行事への協力、PRのほか、参加支援をすることで、障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会の提供ができた。	スポーツや文化活動等、障害者が社会参加しやすい環境整備の充実を図りながら、情報提供の方法も検討。	施策内容の修正はない。	継続	
③ 人にやさしい移動環境の整備	「交通対策」の再掲 (P162)											
(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	障害者支援に関するボランティア登録者数	138	H21	150	92	61.3%					○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 福祉教育の充実	「地域福祉」の再掲 (P85)										
② 地域での障害者に対する理解促進	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。						市主催の主要行事に手話通訳者及び要約筆記者を設置している。 広報紙へ障害者週間（12月3日から12月9日）についての掲載を行っている。 市民ふれ愛まつりにおいて、障害に対する啓発を行っている。	手話通訳者及び要約筆記者を設置し、聴覚障害者の社会参加（情報保障）と地域住民の障害に対する理解を図ることができた。 広報紙への掲載や、市民ふれ愛まつりで、障害に対する理解、啓発ができた。	障害者が市行事、地域の行事等に参加しやすい環境の整備。 おもいやりとやさしさを育む福祉教育は、将来にわたって障害に対する理解を深める重要な要素であり、充実が必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、より一層障害者への理解を促進する取組を検討。	継続
③ 障害者の権利擁護・虐待防止	障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。						社会福祉協議会と連携し、平成26年度に成年後見制度の利用につなげた。 障害者虐待については、市への通報、相談等はないが、障害者の尊厳を守るため、広報紙等での周知、事業所に対し、法施行の内容等を会議にて周知するなどの啓発を行った。	関係機関と連携を図りながら、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができた。	虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関と連携していくネットワーク構築についての検討。 虐待の通報窓口として24時間対応ができるよう、体制整備についての検討が必要。 成年後見制度の周知を行いながら、法人後見支援事業の実施について検討。	積み残し課題を踏まえて、施策内容の見直しを検討。	継続
④ ボランティア活動の充実	障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。						社会福祉協議会のボランティア養成講座への協力、音訳サークル、点字サークルとの意見交換を実施した。 保健所が主催するボランティア養成講座へ会場の提供、広報紙等による周知を行った。	福祉団体、各ボランティア団体との意見交換等を行い、障害者支援の充実、ボランティアの育成、活動支援ができた。	支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実を図る取組を検討。	施策内容そのものは修正する必要はないが、課題を踏まえた取組が必要。	継続
(4) 障害児支援の充実										○	
① 子どもの障害の早期発見と早期対応	乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。						乳幼児健康診査や相談事業等において、必要に応じてこども発達相談や健診事後指導教室への参加を勧め、早期の相談支援に努めた。平成25年度からは、こども発達相談の心理相談を年3回から年4回に増やした。また、医療機関の受診を奨励し障害の早期発見に努めた。 健診事後教室の参加対象者が増加しているため、平成26年度から健診事後指導教室を新たに1教室設けて、年齢別に指導するなど、必要な時期に適切な支援が受けられる体制を整えた。 あゆみの家では、平成23年度から相談や療育の体験の場としてプレあゆみ教室、平成24年度からは、幼稚園や保育園の在園児を対象としたなかよしあゆみ教室を新たに設け、療育の機会を拡大するとともに、保健センターとあゆみの家が連携して早期に療育できる環境の確保に努めた。	健診事後指導教室の回数を増やしたことにより、教室の受け入れ人数が増え、早期の教室参加につなげることができた。 あゆみ教室での療育の機会が拡大され、早期療育につなげることができた。 保健センターとあゆみの家の連携により、早期療育を支援することができた。	健診事後教室の回数を増やしたが、参加対象者が多いため、まだ参加待機者が出ている状況である。 療育や受診に対しての同意が得られない保護者や文化や言語の壁がある外国人への早期療育支援が課題。 あゆみの家では、プレあゆみ、なかよしあゆみと療育の機会を拡大しているが、希望どおりに通園できない場合もある。	施策内容そのものは修正する必要はないが、早期に必要な支援ができるような体制について検討が必要。	継続
② 継続した相談支援体制の確立	障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。						観察や支援が必要な子どもに対して、保育園や幼稚園入園後も保健師や作業療法士が面接し、保護者や園への指導・支援を行った。平成26	保育園とは定期的な巡回相談の支援体制が確立できた。幼稚園では巡回相談で支援する園が増加した。	小学校、中学校、児童館とは、巡回相談等により連携を広げることができたが、定期的な巡回相談支援体制が確立されて	施策内容の修正はない。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							<p>年度からは作業療法士にあゆみの家の保育士も加わり、保育園と幼稚園の巡回相談を実施した。</p> <p>保育園の入園や就学にあたり、関係者へ必要な情報を提供した。</p> <p>就学後は、小学校に加え平成26年度からは、中学校と児童館においても巡回相談を実施することができた。</p>	<p>巡回相談にあゆみの家の保育士が加わったことで、広い視点から支援することができた。</p> <p>入園、入学時の情報提供により、切れ目のない支援につなげることができた。</p> <p>児童館と中学校とも連携した取組が実施できた。</p> <p>小学校で、児童の発達支援について話をする機会を得られ、支援体制の拡大につながった。</p>	<p>いない。</p> <p>療育支援体制を強化していくための体制の整備として、療育支援チームを検討していく必要がある。</p> <p>連携体制をとるために、関係機関がお互いの役割について理解を深める必要がある。</p>		

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	(記入者)	所属	福祉課				
基本施策	4 地域福祉	総合計画書記載ページ	P84-87	氏名	丹羽 至						
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 市民や地域福祉に関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会との協働により地域福祉計画を策定することができた。 地域福祉計画をベースとし、地域福祉を推進するなかで、福祉意識の醸成や地域福祉活動は着実に進んでおり、安心して生活できる環境づくりが図られている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の課題は多様化・個別化しており、地域ごとにニーズを把握する上で、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会の機能強化は必要である。また、住民が主体となった地域福祉活動の推進、行政や社会福祉協議会、専門機関と住民とのネットワークづくりの推進が課題となる。 平成25年度に災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携し、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることが課題となる。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。										
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	
	市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合		%	H20	75.9	—	—	78.8	—	77.0	80.0
ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合		%	H22	48.7	—	—	—	48.2	55.0	60.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 地域福祉計画の策定	地域福祉計画策定	—	H21	策定	H24 策定済	100.0%					◎
① 地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、市民参画を得ながら、地域福祉計画の策定をめざします。						小学校区ごとの地区懇談会の開催による地域福祉課題の抽出、その後の課題解決に向けた市民会議や高齢者・障害者・次世代育成の各専門職、地域福祉協力者団体とのヒアリングなどを行い、計画の策定を進めた。	市民・地域福祉に関わる専門職・ボランティア団体・社会福祉協議会との協働により、地域福祉計画を策定した。	なし	地域福祉の課題は多様化・細分化しており、第2期計画においては、地域性を考慮した計画づくりが必要。	完了
(2) 市民の福祉意識の醸成	福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,137人	H21	1,300人	1,337人	102.8%					○
① 地域福祉意識の醸成	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。						平成25年3月に策定した地域福祉計画を推進するなかで、市民が主体となり地域課題の解決に向けた取組（史跡めぐり健康ウォーキング、あいさつ運動など）を行っている。また、1年間の活動を振り返る推進フォーラムの開催や広報紙で活動内容を掲載するなど、一緒に参加しやすい土壌を醸成している。	市民会議の部会ごとに月1回の定例会を行い、地域住民の協力を得ながら、計画に基づく具体的な取組を進めることができた。また、新たに計画推進に携わる市民の機会創出が図られた。	地域福祉の活動について、情報配信の強化や声かけなどを進め、携わる市民を増やすことが必要。また、地域の福祉課題を身近な課題として認識してもらえるような仕掛けも必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、活動に参画する機会の増大や地域ごとの特性を意識した取組が必要。	継続
② 福祉教育の充実	高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。						小中学校で年1回福祉実践教室を開催したのをはじめ、中学生向けに青少年等ボランティア体験学習の実施、子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座等を定期的に開催している。	社会福祉協議会や学校、ボランティア団体と連携し、子どもから大人まで、幅広い世代を対象に福祉教育の場を提供した。	講座終了後に、様々な場面で高齢者や障害者などに関わる機会や実践につながるような取組が必要。	施策内容そのものは修正する必要はない。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(3) 地域福祉活動の充実・支援	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,174人	H21	1,400人	1,576人	112.6%					○
	ボランティア養成講座受講者数	23人	H21	45人	26人	57.8%					
① 社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会が新しく策定する地域福祉活動計画の推進など、地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や活動を進めるための支援を行います。						地域福祉計画と一体で策定した地域福祉活動計画を推進するなかで、市民とともに協働で地域課題の解決に取り組んでいる。また、職員が積極的に研修へ参加するなど人材育成が図られている。	地域福祉計画などを通して、市民や市などと協働で各種事業を実施しており、地域の核となっている。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能を検討する必要がある。	地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体策定しており、文言の変更が必要。 地域福祉のニーズは多様化しており、人材育成や組織の充実が必要。	充実
② 地域福祉の担い手の育成	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。						手話、音訳、要約筆記などのボランティア養成講座を開催しているほか、地域福祉計画の策定や推進を通して、社会福祉協議会とともに福祉活動に参加する担い手を育成している。	ボランティア養成講座や地域福祉計画策定のなかで、新たな人材発掘がなされた。	福祉活動に参加する人材を継続して増やしていく必要がある。また、地域福祉のニーズに合った人材育成も必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、地域福祉のニーズに合致した担い手を充実させる必要がある。	継続
③ 地域コミュニティを担う団体への支援	地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。						民生委員・児童委員協議会や老人クラブなど地域福祉活動に取り組みやすいよう会議に参加するなど支援している。	民生委員・児童委員協議会や老人クラブなどが円滑に活動できている。	各種団体が地域の福祉課題にどのような役割を担っているか議論が必要。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	まちの縁側の数	4か所	H21	10か所	7か所	70%					○
	福祉避難所数	—	H21	2か所	2か所	100%					
① 支え合いのネットワークづくり	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。						地域福祉計画の策定や推進のなかで、福祉・保健・医療・介護の専門職が定期的に部会を開催し情報共有している。 また、年1回、地域福祉協力者団体や地縁組織を含めた顔の見える連携交流会を行い、日常的に相談・協力できる関係づくりに努めている。	高齢者・障害者・次世代育成支援の各専門職部会や交流会を通して、特に専門職間において、互いに必要などきに連携できる関係づくりが進んでいる。	専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や地縁組織を含め、より重層的にネットワークづくりを進める必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
② 地域における見守り・支援体制づくり	「高齢者福祉・介護保険」の再掲 (P72)										
③ 地域福祉活動拠点の充実	地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。						地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会との協働で、まちの縁側の立ち上げに努めたほか、地域福祉計画を推進するなかで、まちの縁側まつりの開催や居場所づくりを進めた。	鈴井町に1か所、西市町に1か所、石仏町に1か所、地域住民が気軽に集える居場所が立ち上がった。また、地域福祉計画を推進するなかで、居場所づくりの魅力発信を図ることができた。	既存の居場所が継続的に実施できるよう支援を検討するほか、地域ごとに居場所づくりを進める必要がある。また、地域福祉活動の拠点として、常時相談できる環境づくりも必要。	地域福祉活動の拠点をどこに置くか、またどんな形態がよいか、地域住民や社会福祉協議会との協働を進めていく必要がある。	継続
④ 災害時要援護者の支援体制づくり	災害時に備え、災害時要援護者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要援護者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。						従来からの要援護者台帳を整備し、定期的な情報更新を行い、自主防災組織や民生委員等と情報共有していたが、平成25年の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、関係部署間で対象となる範囲の見直しを行った。 また、福祉避難所として、平成23年に社会福祉法人一期一会福祉会、平成26年に医療法人羊蹄会と協定を結んだ。	避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲を決定し、名簿の切り替えを進めた。また、市内に2か所福祉避難所としての協定を結んだことで、災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者等を受け入れる体制づくりを進めることができた。	避難行動要支援者名簿をもとに、災害発生時に地域で円滑な救護活動が行われるよう、関係部署や関係機関と調整する必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
第2期地域福祉計画の策定	地域ごとに特徴ある福祉課題に対処するため、地域性を考慮した計画を策定する。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課					
基本施策	1 福祉医療	総合計画書記載ページ	P88-89	(記入者)	氏名	近藤 玲子					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成及び精神障害者に対する医療費助成の拡大を実施し、福祉医療制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページで福祉医療制度の周知に努めた。 子ども医療費助成の未受給者に対し、個別に適正な対応を行うことで受給率が100%に達した。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県において一部負担金導入等の福祉医療制度の見直しが検討されている中、県や近隣市町の動向も考慮しながら市単独事業についても対象者要件を見直すなどの検討が必要となる。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害のある人、子どもや母子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。 										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠		
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
	子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合	%	H20	68.4	—	—	74.6	—	70.0	72.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 福祉医療費助成制度の充実											◎
① 福祉医療費助成制度の充実	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療費制度の充実に努めます。また、制度の充実について、国・県に要望します。						子ども医療の通院助成は、平成20年度から県補助の就学前までの対象に加え、市単独事業として小学3年生まで助成していたが、平成23年度から小学6年生までに、平成24年度から中学3年生までに対象年齢を拡大した。 また、精神障害保健福祉手帳1・2級所持者の一般医療分、精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第5条該当者の精神医療分(入院)の医療費助成は平成24年度から半額から全額支給に拡大した。	福祉医療制度の充実により、安心して医療を受けることができる環境づくりに寄与することができた。	市単独事業の拡大により、市財政への負担が大きくなっている。子ども医療費助成制度が、国の子育て支援策として実施されるよう、市長会等を通じ引き続き国へ要望する必要がある。 県や近隣市町の動向を見ながら要件等の見直しについて検討が必要である。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
(2) 福祉医療費助成制度の周知と適正化											◎
① 福祉医療費助成制度の周知と適正化	支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療費助成制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。						広報紙(年2回)、ホームページへの掲載により福祉医療制度の周知に努めた。 また、関係部署と連携を密にとり、対象者を把握し、未申請者の発生を防ぐよう努めた。	子ども医療の未申請者に対し、状況を確認の上、適正な対応を行ったことにより、平成26年度は受給者率100パーセントに到達した。	引き続き、福祉医療制度の周知に努め、対象者の正確な把握と適正な運用を徹底していく。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	福祉課						
基本施策	2 低所得者の生活支援	総合計画書記載ページ	P90-91	(記入者)	氏名 丹羽 至						
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮された方への相談対応はケースワーカー、就労支援員、住宅確保等支援員により適切な対応を行っている。特に失業された方が住宅手当（住宅支援給付）の支給を受ける間、失業中の住居の確保ができることにより、十分に就労活動ができ、就労につながっている。 被保護者に対しては、家庭訪問などを通じて生活状況を確認し、必要に応じた支援をするとともに、扶養義務調査及び資産調査により保護要件の確認も行い適正な生活保護の実施に努めている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> これまでの日本では、安定的な雇用を土台とした「第1のセーフティネット」が機能し、最終的には、「第3のセーフティネット」である生活保護制度が国民に包括的な安心を提供してきたが、近年の雇用状況の変化の中、これらの仕組みだけではもはや国民生活を支えられなくなってきている。 生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業として相談窓口を設置し、各関係機関と調整を図り適切な支援機関につないでいくことが重要である。今後、自立相談事業に係る機関等と生活保護実施機関が情報交換などにより、支援体制の連携を密にしながら、必要な方に必要な支援を行っていくことが大切になる。 <p>「生活困窮者自立支援法」…平成27年4月1日から施行され、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するものとしている。対象者は失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われるもの、矯正施設出所者など様々な人々を想定している。</p>								
施策がめざす将来の姿と修正案	<p>第4次総合計画で掲げためざす姿</p> <p>●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。</p>	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
	就労による自立世帯数	人	H21	13	15	6	5	2	20	30	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性（加筆修正のポイント）	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 自立支援の充実	生活保護者のうち就労者数	14人	H21	30人	12人	40.0%					○
① 相談体制の充実	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制を充実します。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、ケースワーカーの資質向上を図ります。						ケースワーカーは積極的に研修会等に参加し、生活に困窮した相談者に応じた適切なアドバイスや被保護者の複雑な状況にも対応できるよう努めている。 住宅手当（住宅支援給付）の支給により失業中の住居の確保ができ、就労活動を支援することで、就労につながる事ができている。	研修会等に参加することでケースワーカーの資質向上を図り、様々な社会保障の手続きなどの知識を深め、被保護者の立場に立った支援を行っている。 また、失業者へ住宅手当（住宅支援給付）を支給することにより、生活保護ではなく就労につながっている。	生活困窮者自立支援法施行により、各関係機関と支援調整会議を行うなど綿密な連携が必要となる。	「第2のセーフティネット」として相談体制の拡充を推進するため、施策内容の見直しが必要。	継続
② 自立した生活に向けた支援	被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組めます。						ケースワーカーは家庭訪問や面談等により被保護者の状況を把握し、問題があればケース検討会議等により、被保護者の対応を複数の職員で検討把握し、適切に支援している。 就労により安定した生活を営むこ	ケースワーカーは家庭訪問等により被保護者の状況を確認し、適切に対応している。 就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる	ハローワークをはじめとする関係機関との連携により、きめ細やかな就労支援を行う必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							とができることを目標とし、就労支援員とケースワーカーが連携して支援している。	就労支援に取り組んでいる。			
(2) 適切な保護の実施											○
① 保護世帯の的確な把握	生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。						ハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の把握を行っている。	関係部署、民生委員・児童委員と密接に連携し、保護を必要としている世帯を把握することを目標とし、その充実を図っている。	生活困窮者自立相談支援事業により、関係機関との十分な連絡調整を行うことが重要になる。	施策内容を修正する必要性はないが、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口の設置により、支援が必要な人の把握に努める必要がある。	継続
② 的確・迅速な生活保護の実施	生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。						受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めており、生活保護期間内においても、扶養義務調査や資産調査により保護要件の確認を行っている。	生活支援の必要な人への経済的支援が適切に行われている。	経済的支援を必要とする世帯や問題のある世帯を把握する。	施策内容を修正する必要性はない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課				
基本施策	3 公的医療保険・年金	総合計画書記載ページ	P92-93	(記入者)	氏名	近藤 玲子				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査を計画に基づき実施し、未受診者に対しては勧奨状を送付し受診促進に努めた。 ・医療費通知（年6回）及び後発医薬品差額通知（年4回）を実施し、医療費の適正化に努めた。 ・国民健康保険税の徴収については、全庁体制の一斉徴収や電話催告の実施により、収納状況は改善してきている。 ・国民年金制度については、市民が正しく理解し、安心して老後の生活を送ることができるように、年金相談を実施するとともに、広報紙等の活用や成人式でのリーフレットの配布等により制度の啓発に努めた。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の財政運営の安定化を図るための広域化が平成30年度に実施されることになったが、市町村には、被保険者の健康増進や医療費の増大を抑制するため、データヘルス計画の策定及び推進を図るなど保健事業の充実が課題となっている。 ・年金制度は、少子高齢化が進む中、支える側である現役世代の数が減り、支えられる受給者世代が増える状況にある中で、未加入者や未納者へ国民年金制度の理解を深めることが課題である。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。									
	●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公的医療保険制度の適正な運用	特定健康診査受診率	40.4%	H21	65.0%	41.7%	64.2%					○
	国民健康保険税収納率	85.9%	H21	90.0%	90.7%	100.8%					
① 生活習慣病の予防	市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。						平成25年度に特定健康診査の対象者に実施したアンケート結果を基に特定健康診査の実施時期の見直しを行った。特定保健指導の未受診者の年代や性別を把握し効果的な勧奨方法として戸別訪問を行った。	特定健康診査及び特定保健指導の受診を促進することができた。また、健診結果の分析により、生活習慣病の予防や改善のための支援をすることができた。	特定健康診査の受診率の向上に伴い、健診の際の拘束時間や会場の収容人数等が課題となっている。 集団健診以外でも特定健康診査が受診できるような環境を整える必要がある。 健診結果と保健事業との連携を強化する必要がある。	施策内容そのものは修正する必要は特にない。	充実
② 医療費の適正化	公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複、多受診世帯に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。						医療費通知（年6回）、後発医薬品差額通知（年4回）を実施し、医療費の適正化に努めた。 国民健康保険証更新の際にジェネリック医薬品希望シールを同封し、周知及び利用促進に努めた。 柔整・マッサージ等の適正受診を図るため、給付範囲の周知に努めた。	医療費通知・後発医薬品差額通知の実施、柔整・マッサージ等の給付範囲の周知により、医療費の適正化を図った。	医療費データやレセプトデータ解析等を活用し、保健事業と連携することにより、更なる医療費の適正化を図っていく必要がある。	施策内容そのものは修正する必要は特にない。	充実
③ 収納率の向上	公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等や資格証明書の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。						平成27年度に口座振替については口座振替受付サービスを導入し、手続等の効率化をすることにより、利用者の増加を目指す。 平成23年度から毎年職員を1名	平成24年度からのコンビニエンスストアの収納件数は、順調に伸びている。 滞納者との納税折衝は、少額分納は認めず、原則1年での完	収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、導入の検討を行う必要がある。	資格者証明書の発行が面談機会の増加に繋がらないため削除する。納税者の利便性を高める収納方法が考えられているため、それらについての研	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							愛知県東尾張地方税滞納整理機構に派遣しており、滞納整理のノウハウを学ぶことにより、収納率の向上に引き続き努めている。 毎月第3日曜日に休日納付窓口を開き、納税者の利便性を図るとともに、一斉徴収を廃止し、初期滞納者の早期対応を目的に月1回の夜間電話催告を実施している。 短期被保険者証の発行時には、納税相談等の面談機会を増やしている。	納となるよう厳しい姿勢であたっている。 徹底した財産調査により、自主納付に応じない者に財産があることが判明した場合は差押えを実行している。		究、検討が必要である。	
(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発										○	
① 公的医療保険・年金制度の周知や啓発活動	医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。						広報紙や市ホームページのトップページに新着情報として載せるなど積極的な周知に努めた。制度をよりわかりやすく周知するためにチラシ等の改善に努めた。 成人式で医療保険や年金制度の理解や関心を高めるため、啓発活動としてリーフレットを配布した。	医療保険や年金制度について、広報紙やホームページで周知するとともに、啓発活動として成人式でリーフレットを配布し、制度周知と納付意識の向上を図った。	医療保険の収納率の向上や国民年金の未加入者の解消が課題である。	施策内容そのものは修正する必要は特にない。	継続
(3) 国や県への要望										○	
① 公的医療保険制度に関する要望	国で検討されている後期高齢者医療制度に替わる新制度においては、高齢者だけではなく、全年齢を対象とした国民健康保険の広域化を図るとともに、わかりやすい制度となるよう国に強く要望していきます。						市長会等にて、持続可能な国民健康保険制度を確立するために、国の財政的な支援の強化や国民健康保険の広域化等について要望をしている。	国民健康保険の安定的な運営を図るため、平成30年度に広域化されることが決定された。	国の財政的支援の拡充と広域化後の市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう引き続き要望する。	現状、後期高齢者医療制度に替わる新制度の具体的な検討はないため、左記の課題の記載としたい。	継続
② 年金相談の要望	年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望します。						隔月で年金出張相談を実施した。	国民年金制度への市民の理解と関心を高めることができた。	年金出張相談日の拡大が課題である。	施策内容そのものは修正する必要は特にない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）